

お口の健康 見直してみませんか？

問 高齢介護課 (☎内線 584・588)

お口の健康を維持すること（オーラルフレイル対策）は、しっかりと食事を取り身体機能を維持することにもつながり、健康寿命の延伸が期待できます。

ぜひ定期的に歯科口腔健診を受けましょう。

お口の健康教室を開催します

ぎふ・さわやか口腔健診や節目歯科健診（70歳）を受けられた方、お口の健康維持について関心のある高齢者の方は、ぜひこの機会にお口の健康教室に参加しましょう！

▶令和7年11月頃（1回）

※中津川地区、北部地区での開催を予定

▶令和8年3月頃（2回）



令和7年度 市・県民税に関するお知らせ

問 税務課 (☎内線 143)

① 市・県民税（普通徴収）の納税通知書を発送します

発送日

6月10日(火)

- 市・県民税は、税金を負担する能力のある人が同一金額を負担する「均等割」と、所得金額に応じて負担する「所得割」で構成され、市が税金を計算して個人に通知し、納税していただく仕組みとなっています。
- 前年（令和6年1月から12月）の所得に対して課税され、「6月、8月、10月、令和8年1月」の4回に分けて納めていただきます（一括納付も可能）。
- 令和6年度からは森林環境税（国税）と均等割をあわせて納付いただいています。

■対象 令和7年1月1日現在、市内にお住まいの方

※サラリーマンや公的年金の受給者の方で、全額を給与や年金から天引きされる方は除きます。

■納付方法 ①期別納付（6月、8月、10月、令和8年1月）

②一括納付※口座振替の方は別途手続きが必要です。

② 所得証明書などの発行を開始します

必要な証明書の種類をご確認のうえ申請してください。

発行開始日

6月2日(月)

特別徴収（給与天引き）の対象者は5月20日から発行できます。

所得証明書	令和6年中の所得金額
所得・課税証明書	令和6年中の所得金額および令和7年度市・県民税の控除金額、年税額
非課税証明書	令和7年度の市・県民税が非課税であることの証明 ※所得金額などは表示されません。また、非課税者のみの発行です。

③ 定額減税

■対象 令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、市・県民税の所得割が課税される方のうち、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※を有する方

※令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方

■減税額 納税者本人 1万円

※納税者並びに控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は、国内に住所を有する方に限ります。

■減税の方法 算出された市・県民税年税額のうち、所得割から減税額を減額します。